

保護者 様

岡山県立岡山御津高等学校  
校長 末 廣 聡

インフルエンザによる出席停止について (お願い)

平素より、本校教育の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

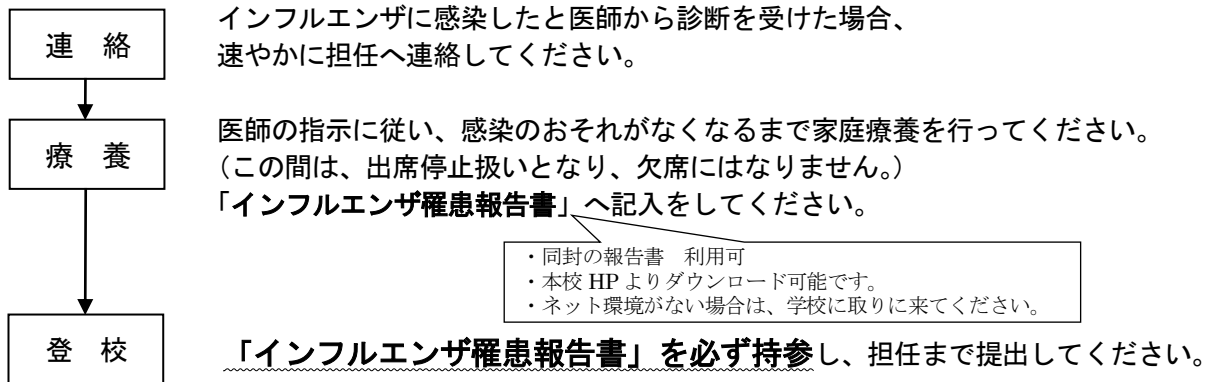
さて、学校は集団生活の場であり、感染症にかかった生徒に対して、学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止の措置をとるよう定められています。

つきましては、インフルエンザに感染した場合の手続きについて、以下のとおりお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年度より、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、治癒証明書の取扱いを変更しております。原則として、治癒証明書の提出は不要とし、その代替として「インフルエンザ罹患報告書」を提出願います。

なお、インフルエンザ罹患報告書を提出するまでは、登校禁止となります。

1 出席停止の手続き



2 インフルエンザの出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。)

(例) ①発症後2日目で解熱した場合

発症0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校可
5日 (水)	6日 (木)	7日 (金)	8日 (土)	9日 (日)	10日 (月)	11日 (火)
		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		

②発症後3日目で解熱した場合

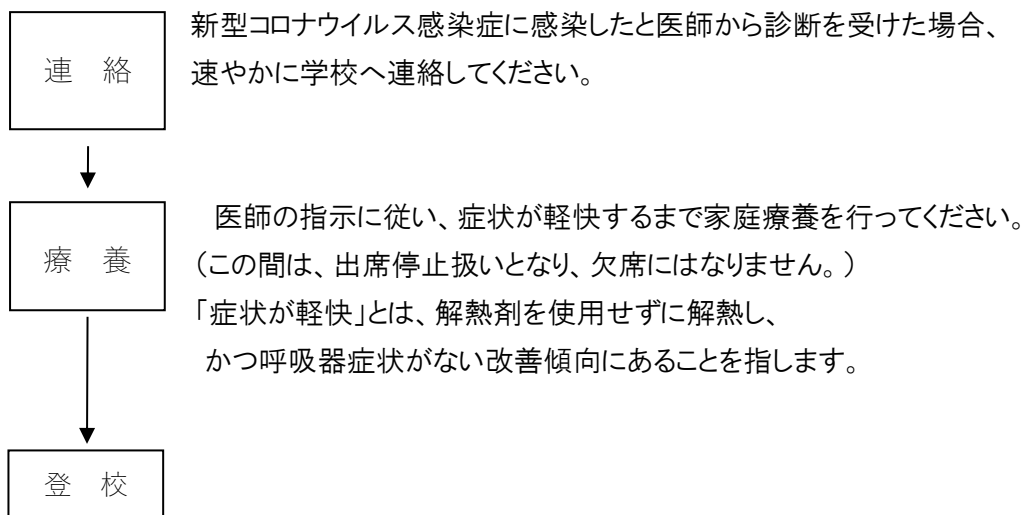
発症0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校可
5日 (水)	6日 (木)	7日 (金)	8日 (土)	9日 (日)	10日 (月)	11日 (火)
			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	

③発症後5日目で解熱した場合

発症0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	登校可
5日 (水)	6日 (木)	7日 (金)	8日 (土)	9日 (日)	10日 (月)	11日 (火)	12日 (水)	13日 (木)
					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	

## 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

### 1 出席停止の手続き



### 2 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

(なお、出席停止期間の起算日は、発症した翌日を 1 日目として判断する)

(例)①発症後 2 日目で解熱した場合

発症 0 日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	登校可
5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日
(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
		解熱	症状軽快			

②発症後 3 日目で解熱した場合

発症 0 日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	登校可
5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日
(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
			解熱	症状軽快		

③発症後 5 日目で解熱した場合

発症 0 日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	登校可
5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日
(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)
					解熱	症状軽快	